

第一のつみたて年金(5年)

本商品は元本確保型の商品です。

1.保険の種類

利率保証型積立生命年金保険

2.拠出単位／拠出限度額

- ・拠出金額は1円以上、1円単位です。
- ・毎月の保険料は、確定拠出年金制度上の拠出限度内であれば自由に設定できます。(払込の一時中断も可能です。)
- ・他商品からの預替えについても、金額の制限はありません。

3.保険期間

保険料の払込開始時から給付の終了時まで

4.利率の設定／適用

《積立期間中》

- ・残存期間5年の国債の利回りを参考指標として、単位保険ごとに設定します。
- ・当社が保険料を受領した日から保証利率適用期間終了時まで付利し、途中で変更されることはありません。

《年金開始後》

- ・年金支払開始時に設定します。設定した保証利率は変更いたしません。
- ※提示する保証利率は契約維持等に関わる諸手数料を予め差し引いた後の実質利率になります。
- ※分割払年金につきましては、給付開始後も積立期間中と同様の方法で保証利率を設定・適用します。なお、受取の際には解約時と同様、その時の市場金利に応じた所定の金額が控除される場合があります。

5.保証利率適用期間

《積立期間中》

- ・5年間(以降5年ごと見直し)

《年金開始後》

- ・分割払年金を除き、年金支払期間中、適用される利率を保証します。

6.保証利率適用期間終了時のお取扱い

- ・各単位保険の保証利率は5年間適用され、5年経過する都度新たに見直します。
- ・新たに適用される保証利率は、次の保証利率適用期間終了時まで保証されます。

7.持分の計算方法

- ・払込まれた保険料に、適用される保証利率を乗じて求めた利息相当分を加えて計算されます。
- ・解約控除が適用される場合、控除後の金額が持分となります。

8.中途退職時のお取扱い

転職などにより、個人型年金や他の企業型年金へ積立金を移換する場合には、解約扱いとせず、移換金として積立金額をそのまま全額移換します。

9.配当金

この保険商品は配当付の商品です。配当金は毎年の決算により生じた剰余金からお支払いするもので、決算の内容によっては支払われないこともあります。

10.運用勘定

一般勘定で運用されます。

11.預替え(スイッチング)時のお取扱い

- ・保証利率適用期間途中に、個人ごとの持ち分の全部または一部を解約して預替え(スイッチング)を行う場合、その時の市場金利と残存年数等に応じて所定の解約控除(市場価格調整)が適用されることがあります。
- ・適用される解約控除額がそれまでの運用利息相当額を上回り、結果として支払金額が元本を下回ることがあります。
- ・単位保険設定日(更新日)からその翌月末までの解約および保証利率適用期間終了直前の1ヶ月間については該当する単位保険への解約控除の適用はありません。
- ・解約控除の適用の有無及びその金額については、解約請求時点の市場金利・適用している保証利率、残存年数等により異なります。実際にお受取りになれる金額等については、Webもしくはコールセンターでご確認ください。
- ・年金開始後において、年金額の見直し等を行うには所定の条件を満たしている必要があります。

12.セーフティネットの有無

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、責任準備金および給付金等の削減などご契約にあたってお約束した契約条件が変更されることがあります。また、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約にあたってお約束した条件が変更されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(問い合わせ先)

生命保険契約者保護機構 電話03(3286)2820

13.その他

レコードキーピング会社によっては取引に制限がある場合があります。詳しくはレコードキーピング会社にご確認ください。

14.ご留意いただきたい事項

・この保険の加入にあたって詐欺があった場合、当社は加入を取り消すことがあります。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。なお、契約者による契約の全部について詐欺があった場合は契約の全部を取り消すことがあります。

・給付金を詐取する目的での事故招致、請求詐欺(未遂を含みます)等、加入の継続を困難とする重大な事由が生じた場合には、当社は、将来に向かってその加入者に関する部分を解除することがあります。この場合のお支払いに際しては所定の解約控除が適用されることがあり、支払金額が元本を下回ることがあります。なお、契約者によって同等の事由が生じた場合には、契約の全部を解除することがあります。

・生命保険会社は、物価の高騰その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際に予見しえない事情の変更または法令等の改正により特に必要と認められた場合は、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、約款条項の一部を変更し、または保険料、解約返戻金および責任準備金の計算の基礎を変更することがあります。ただし、基本の単位保険に適用されている保証利率は、保証利率適用期間中は引き下げいたしません。ご契約の保険料、解約返戻金および責任準備金の計算の基礎を変更するときは、変更日の2ヶ月前までに契約者にその旨を通知します。

※上記の契約者とは、資産管理機関を指します。